

報道関係者 各位

令和6年7月17日

【照会先】

秋田労働局労働基準部賃金室

室長 佐藤博幸

賃金指導官 我妻一広

(電話) 018 (883) 4266 (内線 331)

秋田地方最低賃金審議会（令和6年度第2回）の開催について

秋田地方最低賃金審議会（会長 長岐和行）は、秋田県最低賃金の改正決定について秋田労働局長から令和6年7月3日付けの諮問を受けて、第2回秋田地方最低賃金審議会を下記の日時に開催します。

今回の審議会では、中央最低賃金審議会の地域別最低賃金額改定の目安（答申）の伝達などを予定しています。

記

1 日時 令和6年7月29日（月）午後1時30分から

2 場所 秋田合同庁舎 第1会議室（5階）秋田市山王7丁目1番3号

3 議題

- （1）令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（伝達）
- （2）賃金実態調査結果について
- （3）その他

4 傍聴等申込要領及び注意事項

（1）傍聴を希望する報道関係者は、住所、氏名、電話番号及び所属を明記の上、下記の宛先まで電子メールにてお申し込みください。

※締切：令和6年7月25日（木）17時必着

秋田地方最低賃金審議会事務局（秋田労働局労働基準部賃金室内）

E-mail：chinginshitsu-akitakyoku@mhlw.go.jp（@以下はエム、エイチ、エル、ダブル～）

（2）会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴できない方に対しましては、個別に御連絡させていただきます（傍聴可能な方については、特段御連絡いたしません。）

（3）カメラ撮りは冒頭のみとさせていただきます。